

「尊農開国」で

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加から
十数年後に行われる農産品の関税撤廃前までに
農業を日本の代表的なGDP30兆円産業へ進化させます。



農業を、「地域の基幹産業」、
「国家の成長産業・輸出産業」へ

農業を切り捨てず「農産業」に育て上げ、
減反政策の段階的廃止と農地転用規制(「ゾーニング」)徹底とのセットで、
日本の食料安全保障を担保します。

ACTION

①

「農地法」を廃止し、新「農業法」を制定

- ・新規参入規制がかかる内弁慶的「農地法」を撤廃
- ・地域主権で地域毎に多様な農業を育む新「農業法」を制定

②

「平成の農地改革」を断行

- ・農地集積コーディネーターの創設・支援と権限付与
- ・集中改善期間に限り農地売買、農地貸借を大幅支援
- ・所有権や耕作放棄地を明確化する「平成みんなの検地」を実施

③

農業を「成長産業」へ

- ・農家のノウハウと産業界の技術・マーケティング力を融合
- ・工業界との連携で多期多毛作を可能にする植物工場を増設
- ・産業界との連携でサプライチェーンの大規模化と効率化

農業アジェンダ「尊農開国」

- ◇ 現在、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）やEFTA（日欧自由貿易協定）参加の是非が国政の大きな争点になっています。みんなの党は、日本全体の国際競争力の向上及びTPPを絶好の好機と捉え農業強化等を図るため、**日本開国**を表明します。
- ◇ 他方、TPP参加の場合に農産品の関税撤廃はおよそ**十数年後**と予想されますが、他国から安価な農産物が大量に流入し、農業・農村への深刻な悪影響を及ぼすとの懸念があります。
- ◇ 私たちは、関税撤廃までの集中改善期間において、「**尊農開国**」を旗頭に「**平成の農地改革**」を断行し、農業の地域の基幹産業化、成長産業化・輸出産業化に向けて徹底して取組み、10年後にGDP比5%でGDP約30兆円産業を目指します。
特に、全国一律金太郎飴的農政から脱却し、農地集積のための新たなコーディネーター創設を展開するなど専業農家の経営の大規模化や新規参入を重点的に支援します。
- ◇ これらの取組みは、世界的な異常気象・人口爆発に伴う食糧価格の高騰（アグフレーション）、途上国の成長に伴う世界的な食糧争奪戦という前人未踏の世界の食糧事情へ対応という観点からも重要です。

1. 地域主権型農業政策の実現（地域の基幹産業化）

- 農地法を廃止し、「新農業法」を制定
 - － 新規参入を阻む思想に貫かれた農地法を廃止し、現有農地面積維持を前提として、農地関係ルールについて全国一律で定めるのではなく地域で定めることができるよう措置（従って、これ以下の対応は基本的に例示）
 - － 株式会社の農地取得による新規参入規制を原則撤廃

2. 平成の農地改革（大胆な農地集積）（例）

- (1) 農地集積の新たなコーディネーターを設置又は民間企業を支援
 - － 分散している農地をプール（借入・買入）し、束にして売却・貸出するための新たなコーディネーター（平成農業再生委員会）を創設又は支援し、現在の農地集積事業を集約。同コーディネーターなどに農地をプールする間の農地保全機能を付与。
- (2) 農地を貸す・売る側と買う・借りる側の両方へ大胆な支援（集中改善期間）
 - － 農地の売り手・貸し手には、所得税等を大幅に減免等
 - － 農地の買い手・借り手（専業農家で一定規模以上になる農家）には農地集積規模等に応じ、購入費用や地代等を大胆に支援
- (3) メリハリのある戸別所得補償
 - － 一定以上の耕地面積又は面的集積を有する農家に対しメリハリのある所得補償（経営規模の小さい農家には原則多数の農家が集まり経営効率化などを要件とする）を導入
- (4) 平成のみんなの検地を断行
 - － 相続等によって不明確となっている農地の所有権等の所在及び耕作放棄地の明確化
- (5) 新農業委員会を創設
 - － 農地の権利移動の許可権限を農業委員会に代わる委員会（新農業委員会）に移し、農家以外の外部の第三者で当該委員会の過半数を構成

3. 農業の新規参入促進（例）

- （1）株式会社の農地取得による参入規制を原則撤廃、農協改革等により新規参入促進
- （2）新規参入法人等にスタートアップの資本提供金融（無議決権株式等）を充実
- （3）商工系・農林系の公的金融、公的保証の縦割り弊害を除去

4. 農業の成長産業化・輸出産業化（例）

- （1）農業者等が背負う過剰債務の解決に向けた支援の枠組み構築
- （2）植物工場化による多毛作・多期作の可能化
- （3）農商工連携によるサプライチェーンの大規模化・効率化（安定的な販売先の確保、野菜のカット工場などとの組み合わせ）をセットで推進
- （4）アジア市場等の取り込みを図るため、輸出意欲のある者に対するサポート体制を充実し、日本の農産品の輸出体制を強化

5. 農地と水を守る

- （1）豊富な水資源の比較優位を生かした水田農業を守るため、米の減反政策（生産調整）を段階的に廃止
- （2）時限的に農地転用を例外なく禁止
—農地転用規制（「ゾーニング」＝土地利用規制の導入など）を徹底

- (3) 農地に適用される優遇税制について耕作放棄地には不適用(例)
- (4) 耕作放棄地の有効活用を図る仕組みを確立(例)
- (5) これらに伴う米価下落の激変のため、農業を継続する意欲のある者に直接支払い制度を創設
- (6) 水資源確保のため森林再生(例)

6. その他(例)

- (1) 米の先物市場の創設
- (2) 想定し難い米価下落時に収益を補てんする民間保険を支援等